

R6年度 市の無料相談(保存版)

法律・行政に関する相談

☎ 人権と暮らしの相談課 ☎ 817-0997
予約は相談日の1週間前9:30から電話窓口で。

法律相談(定員4人。要予約)
日時 月・木曜日 14:00 ~ 16:00 場所 ゆうゆうセンター
夜間法律相談(定員6人。要予約)
日時 奇数月の第4木曜日 18:00 ~ 21:00 場所 ゆうゆうセンター
行政相談(予約不要)
日時 第4金曜日 13:30 ~ 16:00 場所 ゆうゆうセンター
行政相談(巡回相談)(予約不要)
日時 第2金曜日 13:30 ~ 16:00 (10月は不開催) 場所 市内会場(要問い合わせ)
登記相談(定員4人。要予約)
日時 奇数月の第2水曜日 13:00 ~ 15:00 場所 ゆうゆうセンター
土地建物相談(定員4人。要予約)
日時 5・8・11月の第2火曜日(2月は第2水曜日) 13:30 ~ 15:30 場所 ゆうゆうセンター
相続・遺言書など作成相談(定員4人。要予約)
日時 第4水曜日 13:00 ~ 15:00 場所 ゆうゆうセンター

暮らしや人権に関する相談

☎ 人権と暮らしの相談課 ☎ 817-0997

人権擁護委員による相談
日時 第3木曜日 10:00 ~ 12:00 場所 ゆうゆうセンター
人権なんでも相談
日時 月・水・金曜日 13:00 ~ 15:00 場所 ゆうゆうセンター
女性のための相談(要予約)
日時 第1水曜日(1月は第3水曜日) 14:00 ~ 17:00 場所 ゆうゆうセンター
就労相談(要予約)
日時 月~金曜日 10:00 ~ 12:00、12:45 ~ 16:00 場所 ゆうゆうセンター
市民相談
日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター
消費者相談(できれば事前連絡) ☎ 891-5003
日時 月~金曜日 9:30 ~ 12:00、12:45 ~ 16:00 場所 消費生活センター(ゆうゆうセンター内)

教育に関する相談

☎ 各担当

教育相談 ☎ 教育センター ☎ 892-8203
日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:00 場所 青年の家
就学相談 ☎ 指導課 ☎ 810-0522
日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 青年の家
進路選択支援相談(要予約) ☎ 学務保健課 ☎ 810-8011
日時 月・水・金曜日 15:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター
予約 人権と暮らしの相談課 ☎ 817-0997

障がい福祉に関する相談

☎ 各担当

障がい者(児)相談
☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6400 ☎ 895-6065 日時 月・火・水・金曜日 10:00 ~ 16:00 場所 ゆうゆうセンター
障がい者福祉相談
☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6400 ☎ 895-6065 ▷ 身体障がい者 第3水曜日 13:00 ~ 15:00 ▷ 知的障がい者 第3月曜日 13:00 ~ 15:00 ▷ 精神障がい者 第3金曜日 13:00 ~ 15:00 場所 ゆうゆうセンター
障がい児の計画相談
☎ こどもゆうゆう相談室 ☎ 817-9015 日時 月~木曜日 9:00 ~ 17:15 場所 ゆうゆうセンター

健康・福祉に関する相談

☎ 各担当

福祉なんでも相談
☎ 社会福祉協議会 ☎ 895-1185 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター
経済面での困りごと相談
☎ 社会福祉協議会 ☎ 895-1185 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター
高齢者福祉相談
☎ 地域包括支援センター ☎ 893-6426 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター
ひとり親家庭相談
☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406 日時 月~金曜日 9:00 ~ 12:00、12:45 ~ 17:00 場所 ゆうゆうセンター
でんわ健康相談
☎ 健康増進課 ☎ 893-2111 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30

子育てに関する相談

☎ 各担当

家庭児童相談
☎ こども家庭室 児童家庭相談係 ☎ 810-8310 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター
育児相談(要予約)
▷ あさひ認定こども園 ☎ 892-0206 日時 木曜日 14:00 ~ 15:00 ▷ くらやま認定こども園 ☎ 892-8433 日時 金曜日 14:00 ~ 15:00
子ども子育て総合相談
☎ こども家庭室 母子保健係 ☎ 893-6405 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター
子ども子育て総合相談
☎ 交野市立地域子育て支援センター ☎ 810-8270 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 第2・4土曜日 9:00 ~ 16:00 場所 交野市立地域子育て支援センター
こどもの発達相談
☎ こどもゆうゆう相談室 ☎ 810-8311 日時 月~金曜日 9:00 ~ 17:30 場所 ゆうゆうセンター

いずれの相談も祝日・休日を除きます。

R6年度 個人住民税の定額減税

R6年度個人住民税の定額減税が実施されることになりました。

対象 R6年度の個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者(非課税者および均等割のみ課税者は除く)

定額減税(特別控除)額

- ① 納税者本人: 1万円
- ② 控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く): 1人につき1万円

実施方法

- ▶ 給与所得に係る特別徴収(給与天引き) 特別控除後の税額を、R6.7月分~R7.5月分で11分割し給与天引き。
- ※ 均等割額のみ課税される減税対象外の方は、R6.6月に全額徴収されます。

▶ 公的年金等の所得に係る特別徴収(年金天引き) 10月支払分の年金より天引きされる税額から特別控除を行い、控除しきれない分は12月支払分以降の税額から順次控除。

▶ 普通徴収(納付書・口座振替等) 第1期分の税額から特別控除を行い、控除しきれない分は第2期以降の税額から順次控除。
・特別控除は、他の税額控除の額を控除した後の所得割額に適用します。
・寄附金税額控除の特例控除(ふるさと納税)の上限額の算定における所得割額は、特別控除が適用される前の額となります。
・公的年金等特別徴収(年金天引き)の翌年度仮徴収税額(R7.4月・6月・8月)の算定における所得割額は、特別控除が適用される前の額となります。

R6年度 物価高騰に対する支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰対策として、生活者等に対する支援の取り組みを行います。

支援の名称等	対象	給付額	手続き方法、支給日等	問合せ
(仮称) 定額減税*しきれないと見込まれる所得水準の方への給付金(調整給付)給付事業	税制改正に伴う定額減税可能額が、「R6年分推計所得税額」または「R6年度個人住民税所得割額」を上回る方	控除不足分(1万円単位で切り上げ)	8月以降、対象者に順次案内予定	給付事業…① 定額減税…②
(仮称) 新たな住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業	① R6年度に新たに住民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯となる世帯 ※ R5年度給付金の対象だった世帯は受給できません ② ①に属する18歳以下の児童	① 1世帯あたり10万円 ② 1人あたり5万円	7月下旬以降、対象者に順次案内予定	①
市独自 下水道基本料金の4か月免除事業	市民、市内事業者		期間: 偶数検針地区 6月・8月請求分 奇数検針地区 7月・9月請求分 ※ 上記期間の基本料金を差し引いて請求します	③
市独自 (仮称) R6年度低所得世帯に準ずる世帯への臨時特別給付金給付事業	低所得世帯に準ずる世帯(国が実施する調整給付対象者のうち、個人住民税所得割から控除しきれなかった方)	1世帯あたり1万円	8月以降、対象者に順次案内予定	①
市独自 事業者水道料金特別支援事業	市内に本拠を持つ事業者等(上水道メーター口径40mm以上)	R5年度上水道料金の16%(年間水道料金を基礎に算出)	6月下旬以降、対象事業者等に順次案内予定	④
市独自 学校給食費値上げ分を市で負担	小学1~5年生の保護者		期間: R6.4/1 ~ 7.3/31 ※ 1年間給食費を値上げせずに据え置きます	⑤

所得税の定額減税 国税庁HPの「定額減税特設サイト」にR6年分所得税の定額減税に関する情報を掲載していますのでご利用ください。

- ☎ ①臨時特別給付金推進室 ☎ 0120-093-192(フリーダイヤル) ②税務室 ☎ 892-0121
③下水道課 ☎ 892-0121 ④地域振興課 ☎ 892-0121 ⑤学校給食センター ☎ 891-0098



HP